

広医第162号
令和4年9月1日

各 病 院 長 殿

徳島県保健福祉部医療政策課広域医療室長
(公 印 省 略)

病院の耐震改修の更なる促進について（依頼）

日頃は、本県医療行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、病院の耐震化につきましては、別添厚生労働省通知「病院の耐震改修の更なる促進について」（令和4年8月26日医政地発0826第1号）のとおり、国において病院全体の耐震改修の促進を図っているところであります。

本県におきましても、病院全体の耐震化率は78.3%であり、引き続き耐震改修の促進が必要となっていることから、まだ耐震化のできていない医療機関におかれましては、添付資料の補助制度等をご活用の上、耐震改修の促進を図っていただきますようお願いいたします。

なお、当課で所管しております「医療施設耐震整備事業補助金」（厚生労働省）を活用して耐震改修をご検討されている場合は、当課担当までご連絡くださるようお願いいたします。

【担 当】

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部医療政策課広域医療室

主席 古川

TEL: (088) 621-2732 FAX: (088) 621-2898

E-mail: furukawa_takenobu_1@pref.tokushima.jp

各都道府県衛生主管部(局長) 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公印省略)

病院の耐震改修の更なる促進について

令和3年10月8日医政地発1008第4号にて依頼した病院の耐震改修の状況の調査につきましては、本日、別添のとおり結果を公表したところですが、病院全体の耐震化率は78.7%であり、引き続き耐震改修の促進が必要となっています。

厚生労働省では医療施設の耐震整備に関する補助事業として、災害拠点病院等の耐震整備や、耐震診断の結果「I s 値0.3未滿の建物」を有する病院の耐震整備に対する支援制度を措置しているところですが、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」を踏まえ、建築指導担当部局と連携し、更なる耐震改修の促進を行っていただくとともに、補助制度の充実等を図っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知の内容については、国土交通省住宅局建築指導課及び同局市街地建築課と調整済みであることを申し添えます。

(参考) 活用可能な補助制度

病院の耐震診断・耐震改修に活用できる補助制度としては次のものがある。

厚生労働省

- ・医療施設耐震化促進事業(医療施設運営費等補助金)
- ・災害拠点病院施設整備事業(医療提供体制施設整備交付金)
- ・医療施設等耐震整備事業(同)

国土交通省

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業(防災・安全交付金等)
- ・建築物耐震対策緊急促進事業
- ※ 概要については、別紙参照

病院等の耐震化支援事業 令和4年度 ～厚生労働省・国土交通省

区	分	耐震診断	耐震改修	補強設計
政策医療を担う病院 (救命救急センター、病院群輪番制病院など)	厚生労働省	<p>【耐震診断】</p> <p>医療施設耐震化促進事業(医療施設運営費等補助金)</p> <p>【耐震改修】</p> <p>医療施設等耐震整備事業(医療提供体制施設整備交付金)</p>	<p>○補助率 国1/2</p> <p>○基準額</p> <p>① 2,300㎡(基準面積) × 44,100円</p> <p>② 2,300㎡(基準面積) × 209,400円</p> <p>※①は政策医療を担う病院</p> <p>※②は政策医療を担うIs値0.4未満の病院及びIs値0.3未満のその他の病院</p>	<p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> -地方公共団体実施 国1/3 -民間実施※1 国1/3、地方1/3
病院・診療所等 (上記以外など)	国土交通省	<p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> -地方公共団体実施 国1/3 -民間実施※1 国1/3、地方1/3 <p>○限度額 1,050～3,670円/㎡</p>	<p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> -公共建築物 国11.5% (避難所等の防災拠点の場合、国1/3) -民間建築物※1 国11.5%、地方11.5% (避難所等の防災拠点の場合 国1/3、地方1/3) <p>○限度額 51,200円/㎡ (倒壊の危険性が高い建築物:56,300円/㎡) ※2 (免震化の場合等は83,800円/㎡) ※2</p>	<p>国土交通省</p>
<p>※1 地方公共団体に補助制度が整備されている場合のみ</p> <p>※2 天井を併せて改修する場合:13,600円/㎡～71,300円/㎡加算 設備を併せて改修する場合:6,620円/㎡(天井改修と設備改修を併せて行う場合:5,300円/㎡)加算(防災拠点に限る)</p>		<p>このほか、耐震診断義務付け対象建築物に該当する場合は、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(建築物耐震対策緊急促進事業)の対象となります。(令和5年度末までの時限措置)</p>		
<p>※厚生労働省と国土交通省の補助事業は、併用できません。</p>				

病院等における耐震診断・耐震整備の補助事業

(1) 医療施設運営費等補助金(医療施設耐震化促進事業 令和4年度予算 13,067千円)

医療施設耐震化促進事業(平成18年度～)

(事業概要)

医療施設の耐震化を促進するため、救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等の救急医療等を担っている病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関の耐震診断に対する補助を行う。(公立、公的を除く)

(基準額): 5,600千円

(補助率): 1/3 (国1/3、都道府県1/3、事業主1/3)

(2) 医療提供体制施設整備交付金のメニュー項目(令和4年度予算 24億円の内数)

1. 基幹・地域 災害拠点病院施設整備事業(平成8年度～)

(事業概要)

・都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う災害拠点病院の耐震整備に対する補助を行う。(公立除く)

(基準額): $2,300\text{m}^2$ (基準面積) $\times 44,100\text{円} = 101,430\text{千円}$

$2,300\text{m}^2$ (基準面積) $\times 209,400\text{円} = 481,620\text{千円}$ (耐震構造指標である「Is値0.4未満の建物」を有する場合)

(調整率): 0.5(平成20年度第1次補正予算により0.33から0.5へ高上げ)

※この他に備蓄倉庫、非常用自家発電設備、受水槽、研修部門、ヘリポートの整備に対する補助(調整率0.33)を行う。

2. 医療施設等耐震整備事業(平成18年度～)

(事業概要)

1. 耐震化未実施の救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等の救急医療等を担っている病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関の耐震整備に対する補助を行う。(公立、公的を除く)

2. 耐震構造指標である、「Is値0.3未満の建物」を有する病院の耐震整備に対する補助を行う。(公立除く)

(基準額): $1. 2,300\text{m}^2$ (基準面積) $\times 44,100\text{円} = 101,430\text{千円}$

$2,300\text{m}^2$ (基準面積) $\times 209,400\text{円} = 481,620\text{千円}$ (耐震構造指標である「Is値0.4未満の建物」を有する場合)

$2. 2,300\text{m}^2$ (基準面積) $\times 209,400\text{円} = 481,620\text{千円}$

(調整率): 0.5(平成21年度予算において0.33から0.5へ高上げ)



住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)

※本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じて間接補助(地方公共団体による補助制度の整備が必要)

住宅

耐震診断 民間実施：国と地方で2/3

補強設計等 民間実施：国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる住宅

マンションを含む全ての住宅を対象

■ 交付率

建物の種類	交付率
マンション	国と地方で1/3
その他	国と地方で23%

■ その他

耐震改修の補助限度額(国+地方)：

✓ 戸建住宅：83.8万円/戸

(多雪区域の場合：100.4万円/戸)

✓ マンション：補助対象単価(50,200円/㎡※)

× 床面積 × 交付率

※倒壊の危険性が高いマンション：55,200円/㎡

耐震改修と併せて行う省エネ改修の補助限度額

(国+地方)：

建物の種類	補助限度額	
	省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
戸建住宅	766,600円/戸	1,025,400円/戸
共同住宅	3,800円/㎡	5,000円/㎡
マンション	5,600円/㎡	7,400円/㎡

■ 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

建築物

耐震診断 民間実施：国と地方で2/3

補強設計等 民間実施：国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる建築物

○ 多数の者が利用する建築物

・ 商業施設、ホテル・旅館、事務所、飲食店、幼稚園、保育所(公立を除く)、工場等

・ 1,000㎡(幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物)については500㎡)以上等

○ 避難所等

■ 交付率

建物の種類	交付率
避難所等	国と地方で2/3
その他	国と地方で23%

■ その他

耐震改修の補助限度額(国+地方)：

✓ 建築物：補助対象単価(51,200円/㎡※)

× 床面積 × 交付率

※倒壊の危険性が高い建築物：56,300円/㎡

耐震改修と併せて行う省エネ改修の補助限度額

(国+地方)：

建物の種類	補助限度額	
	省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
戸建住宅	766,600円/戸	1,025,400円/戸
共同住宅	3,800円/㎡	5,000円/㎡
マンション	5,600円/㎡	7,400円/㎡

■ 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

パッケージ支援(総合支援メニュー)

■ 対象となる住宅

マンションを除く住宅

■ 交付対象

補強設計等費及び耐震改修工事費(密集市街地等で防火改修も行う場合は防火改修工事費を含む)を合算した額(建替えは改修工事費用相当額に対して助成)

※パッケージ支援で耐震改修と併せて省エネ改修を行う場合、省エネ改修は個別支援に支援。

■ 交付額(ただし、補助対象工事費の8割を限度)

耐震改修の種類	交付額(国と地方で定額)
密集市街地等(防火改修含む)	150万円
多雪区域	120万円
その他	100万円

■ 対象となる市区町村

以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。

① 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組

② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組

④ 耐震化の必要性に係る普及・啓発

※耐震改修と併せて省エネ改修を実施する場合は、補助対象工事費等に省エネ改修工事費等を追加し、補助限度額に省エネ改修分等を加算

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援。

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

建築物耐震対策緊急促進事業

目的
大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保

対象建築物
耐震診断義務付け対象建築物や避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等

補助対象等
耐震診断、補強設計、耐震改修（耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの）等に対する支援（耐震改修等と併せて行う省エネ改修等を含む）

補助率
民間事業者の場合 国1/3、地方1/3
地方公共団体の場合 国1/3 等

事業期間
令和3年度～令和5年度



制振ダンパー

災害時拠点強化緊急促進事業

目的
地震時の帰宅困難者等への対応

対象建築物
地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等

補助対象等
帰宅困難者等の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等の整備に対する支援

補助率
民間事業者の場合 国2/3、地方1/3
地方公共団体の場合 国1/2

事業期間
令和3年度～令和5年度



防災備蓄倉庫

一時避難場所整備緊急促進事業

目的
水害時の避難者への対応

対象建築物
地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等

補助対象等
避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備（設置場所の高上げ含む）、止水板等の整備に対する支援

補助率
民間事業者の場合 国2/3、地方1/3
地方公共団体の場合 国1/2

事業期間
令和3年度～令和5年度



電気設備の設置場所の高上げ